



改 正 後	改 正 前
<p>これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(注) 措置法規則第20条の5の2第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに、当該各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の12 - 3 措置法令第27条の12第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が230万円以上又は100万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>42の12 - 4 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>42の12 - 5 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p> <p>(注) 措置法規則第20条の5の2第4項に規定する同規則第20条の3第2項第10号の「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42の12 - 6 措置法規則第20条の5の2第4項に規定する同規則第20条の3第2項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びピヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)</p> <p>42の12 - 7 指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等（措置法第42条の12第1項に規定する「特定機械設備等」をいう。以下同じ。）又は特定機械等（措置法令第27条の12第7項に規定する「特定機械等」をいう。以下同じ。）をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第42条の12の規定を適用する。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12 - 8 措置法第42条の12第1項に規定する中小企業者等である法人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等又は特定機械等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等又は特定機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等又は特定機械等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(注) 特定中小企業者等が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合についても同様とする。</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>42の12 - 9 措置法規則第20条の5の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の12 - 10 法人が特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第42条の12第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(被合併法人から受け入れた特定機械装置等に係る税額控除)</u>  <u>42の12 - 11 被合併法人がその取得等をして指定事業の用に供した特定機械装置等につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の12第2項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該特定機械装置等について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</u>  <u>(注) 合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の12第5項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(物品賃貸業の意義)</u>  <u>42の12 - 12 措置法第42条の12第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u>  <u>(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p><u>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</u>  <u>42の12 - 13 リース契約(措置法令第27条の12第7項第1号に規定するリース契約をいう。以下42の6 - 15までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(リース費用の均等支払の判定)</u>  42の12 - 14 <u>特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の12第7項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(リース費用に含まれない費用)</u>  42の12 - 15 <u>措置法令第27条の12第8項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する特定機械等に係るソフトウェアの費用(当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</u>  42の12 - 16 <u>措置法第42条の12第6項に規定する「同項の規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度においては同条第3項の規定による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u>  42の12 - 17 <u>措置法第42条の12第9項及び第10項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42の4 - 18の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十 第43条《特定設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者等以外の法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>43(2) - 1の2 法人が、措置法第43条第1項又は措置法令第28条第2項に規定する「<u>中小企業者等以外の法人</u>」に該当する法人であるかどうかは、……………</p> <p>……………</p> <p>(新增設備の範囲)</p> <p>43(2) - 1の3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………措置法規則第20条の6第2項及び第6項……………</p>	<p>(中小企業者以外の法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>43(2) - 1の2 法人が、措置法令第28条第2項に規定する「<u>中小企業者以外の法人</u>」に該当する法人であるかどうかは、……………</p> <p>……………</p> <p>(新增設備の範囲)</p> <p>43(2) - 1の3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………措置法規則第20条の5第2項及び第4項……………</p>

十一 第43条の2《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(研究施設の範囲)</p> <p>43の2 - 1 措置法第43条の2第1項……………措置法令第28条の2第1項第1号……………措置法第43条の2第1項……………</p> <p>(研究所用の施設の規模基準等の判定)</p> <p>43の2 - 2 措置法令第28条の2第1項第1号……………</p> <p>(研究所用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>43の2 - 3 措置法第43条の2第1項……………</p>	<p>(研究施設の範囲)</p> <p>43の3 - 1 措置法第43条の3第1項……………措置法令第28条の3第1項第1号……………措置法第43条の3第1項……………</p> <p>(研究所用の施設の規模基準等の判定)</p> <p>43の3 - 2 措置法令第28条の3第1項第1号……………</p> <p>(研究所用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>43の3 - 3 措置法第43条の3第1項……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる研究所用の建物の附属設備)  <u>43の2 - 4 措置法第43条の2第1項</u>.....</p> <p>(研究所用とその他の用に供用されている建物の判定)  <u>43の2 - 5</u> .....  .....措置法第43条の2第1項.....</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)  <u>43の2 - 6 措置法令第28条の2第2項</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)  <u>43の2 - 7 措置法令第28条の2第2項</u>.....</p>	<p>(特別償却の対象となる研究所用の建物の附属設備)  <u>43の3 - 4 措置法第43条の3第1項</u>.....</p> <p>(研究所用とその他の用に供用されている建物の判定)  <u>43の3 - 5</u> .....  .....措置法第43条の3第1項.....</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)  <u>43の3 - 6 措置法令第28条の3第2項</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)  <u>43の3 - 7 措置法令第28条の3第2項</u>.....</p>

十二 第43条の3《特定中核的民間施設等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定法人の株式保有割合等の判定の時期)  <u>43の3 - 1 法人が、措置法第43条の3第1項</u>.....</p> <p>(特定認定法人等の株式保有割合等の判定の時期)  <u>43の3 - 2 措置法第43条の3第2項の表の第1号</u>.....措置法令第  28条の3第4項.....同法第43条の3第2項.....</p> <p>(特別償却の対象となる建物の附属設備)  <u>43の3 - 3 措置法第43条の3第1項</u>.....</p>	<p>(特定法人の株式保有割合等の判定の時期)  <u>43の4 - 1 法人が、措置法第43条の4第1項</u>.....</p> <p>(特定認定法人等の株式保有割合等の判定の時期)  <u>43の4 - 2 措置法第43条の4第2項の表の第1号</u>.....措置法令第  28条の4第4項.....同法第43条の4第2項.....</p> <p>(特別償却の対象となる建物の附属設備)  <u>43の4 - 3 措置法第43条の4第1項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 固定資産税及び不動産取得税の軽減又は免除の意義 )</p> <p>43の3 - 4 措置法令第28条の3第1項.....</p> <p>( 中核的民間施設等の取得等に必要な資金の判定単位等 )</p> <p>43の3 - 5 措置法第43条の3第1項第1号.....43の3 - 5..... .....措置法令第28条の3第1項.....</p> <p>( 床面積の意義 )</p> <p>43の3 - 6 措置法令第28条の3第2項.....</p> <p>( 圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額 )</p> <p>43の3 - 7 措置法令第28条の3第5項第1号.....</p> <p>( 機械及び装置の取得価額の判定単位 )</p> <p>43の3 - 8 措置法令第28条の3第5項第2号.....</p>	<p>( 固定資産税及び不動産取得税の軽減又は免除の意義 )</p> <p>43の4 - 4 措置法令第28条の4第1項.....</p> <p>( 中核的民間施設等の取得等に必要な資金の判定単位等 )</p> <p>43の4 - 5 措置法第43条の4第1項第1号.....43の4 - 5..... .....措置法令第28条の4第1項.....</p> <p>( 床面積の意義 )</p> <p>43の4 - 6 措置法令第28条の4第2項.....</p> <p>( 圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額 )</p> <p>43の4 - 7 措置法令第28条の4第5項第1号.....</p> <p>( 機械及び装置の取得価額の判定単位 )</p> <p>43の4 - 8 措置法令第28条の4第5項第2号.....</p>

十三 第44条の3《特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>( 事業の判定 )</p> <p>44の3 - 2 .....</p> <p>(注) 措置法令第28条の6第2項の表の第1号.....中分類84専門サービス業.....</p>	<p>( 事業の判定 )</p> <p>44の3 - 2 .....</p> <p>(注) 措置法令第28条の7第2項の表の第1号.....中分類86専門サービス業.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の3 - 3 .....  .....措置法令第28条の6第2項の表の第3号.....</p> <p>(事務所等<del>の</del>の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>44の3 - 5 措置法令第28条の6第2項の表の第2号.....</p> <p>(特別償却の対象となる建物の附属設備)</p> <p>44の3 - 6 措置法令第28条の6第2項の表の第2号.....</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>44の3 - 8 措置法令第28条の6第2項の表の第3号.....</p> <p>(開発研究用資産の意義)</p> <p>44の3 - 9 措置法令第28条の6第2項の表の第3号.....</p> <p>(開発研究用の機械及び装置等の範囲)</p> <p>44の3 - 10 措置法令第28条の6第2項の表の第3号.....</p> <p>(圧縮記帳をした特定事業用資産の取得価額)</p> <p>44の3 - 11 措置法令第28条の6第3項第1号.....  .....  措置法令第28条の6第3項第2号.....</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>44の3 - 12 措置法令第28条の6第3項第2号.....  (注)措置法令第28条の6第3項第1号.....</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の3 - 3 .....  .....措置法令第28条の7第2項の表の第3号.....</p> <p>(事務所等<del>の</del>の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>44の3 - 5 措置法令第28条の7第2項の表の第2号.....</p> <p>(特別償却の対象となる建物の附属設備)</p> <p>44の3 - 6 措置法令第28条の7第2項の表の第2号.....</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>44の3 - 8 措置法令第28条の7第2項の表の第3号.....</p> <p>(開発研究用資産の意義)</p> <p>44の3 - 9 措置法令第28条の7第2項の表の第3号.....</p> <p>(開発研究用の機械及び装置等の範囲)</p> <p>44の3 - 10 措置法令第28条の7第2項の表の第3号.....</p> <p>(圧縮記帳をした特定事業用資産の取得価額)</p> <p>44の3 - 11 措置法令第28条の7第3項第1号.....  .....  措置法令第28条の7第3項第2号.....</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>44の3 - 12 措置法令第28条の7第3項第2号.....  (注)措置法令第28条の7第3項第1号.....</p>